市立函館病院感染管理室運営要綱

【趣旨】

第 1 条　この要綱は、函館市病院局処務規定第 4 条において定める感染管理室の組織及び運営に関し必要事項を定めるものとする。

【組織】

第 2 条　感染管理室は、市立函館病院長直属の組織として位置付ける。

2. 感染管理室には、感染管理担当を置く。

3. 感染管理担当は、専任の医師、専従の感染管理認定看護師（以下「CNIC」という。）、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師を配置する。これらの職員を中心として感染対策チーム（以下「ICT」という。）、抗菌薬適正使用支援チーム（以下「AST」という。）を組織する。

4.感染管理室専従者は新興および再興感染症流行時や大規模災害発生時には必要に応じて感染管理担当者を招集し、これに対応する。

招集する職種および人数については専従者より所属長へ依頼する。各所属長はこの招集に応じ、所属の状況を鑑みて人選を行う。

【職務】

第 3 条　感染管理担当は、情報の把握および分析、迅速な問題解決に向けて現場をサポートしながら、医療関連感染防止における諸対策の実践と推進を行い、次の各号に掲げる役割を担う。

（1）感染管理担当の役割および活動

ア　感染管理プログラムの策定と運営

イ　医療関連感染防止に関わるサーベイランス

ウ　感染管理、感染防止対策に関するコンサルテーション

エ　感染防止対策に関する技術提供、医療材料や器材の選定

オ　職員の健康管理

カ　感染管理に関する教育や啓発、研修会の企画・運営

キ　感染管理対策に関するマニュアルの作成・改訂・更新

ク　地域施設や行政との連携・相談窓口となり、コンサルテーションおよび情報共有の実施

ケ　院内各関係部署との連携および連絡調整

コ　ファシリティマネジメントに関すること

サ　アウトブレイク発生時の調査および介入
シ　院内ラウンドによる感染対策実施状況の把握および介入
ス　抗菌薬の適正使用の推進
セ　新興および再興感染症流行時におけるすべての関連業務
ソ　大規模災害時における感染対策関連業務

【権限】

第 4 条　市立函館病院における「院内感染対策のための指針」に規定する病院長からの権限の委譲は、次のとおりとする。

(1) 感染管理業務に関連する患者データの自由閲覧
(2) 職種、職位等に関わらない、感染対策の改善、指導
(3) 感染症発生時や感染拡大防止に必要な場合は、調査および介入は制限されることなく実施できる
(4) アウトブレイク発生時や感染症発生時・感染拡大防止に必要な場合は、調査および介入は制限されることなく実施できる

附則

【施行期日】

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する（感染管理室新設のため）
2024 年 4 月 1 日　改訂
2025 年 4 月 1 日　改訂